

事 務 連 絡
令和3年5月21日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

介護老人福祉施設・介護医療院等での新型コロナウイルス感染発生
時の診療報酬等の留意点について

このことについて、令和3年4月30日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

配置医師等の往診時や酸素療法に関する指導管理に関する診療報酬における特例的な対応が示されていますので、御確認ください。

また、感染者が発生した場合、本県では、かかり増し経費の支援、応援職員の派遣、C-CAT（神奈川コロナクラスター対策チーム）の派遣により、支援を実施しています。

●県ホームページ「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

なお、本通知および別添については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しているのご確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 045-210-1111 (代表)

保健・居住施設グループ 境 (内線 4857)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

在宅サービスグループ 柳沢 (内線 4824)